

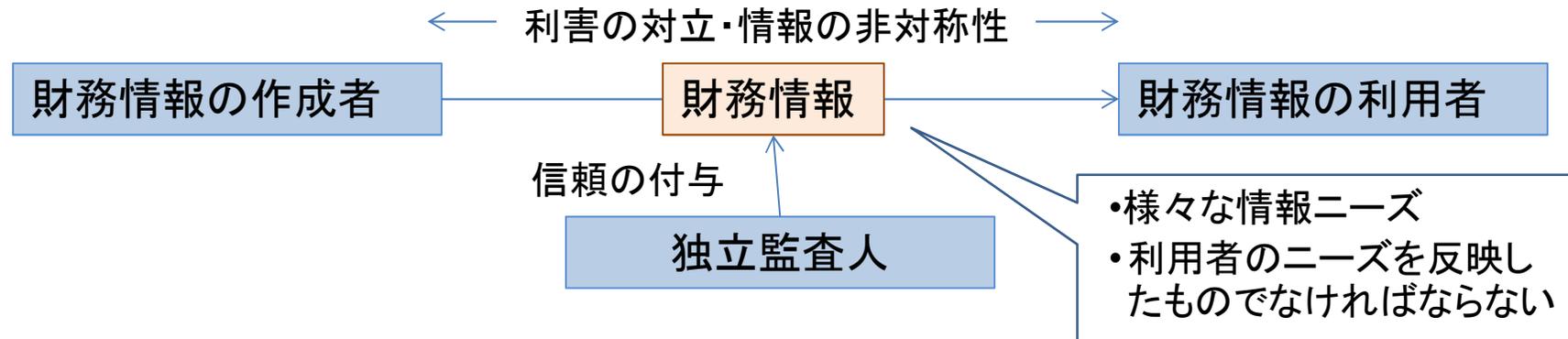
The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

資料4

多様化する財務報告に対する監査ニーズ ～適用される財務報告の枠組みと監査意見～

日本公認会計士協会
2013年6月24日

監査対象の財務情報の多様性



- ◆ 一般目的の完全な一組の財務諸表 ⇒ **金商法の監査、会社法の監査等**
 - 不特定多数の利用者の情報ニーズに対応
 - 財務情報の作成基準(財務報告の枠組み)は、権限が付与され認知された基準設定主体により、広くニーズを吸い上げるデュー・プロセスを経て、誰でもその内容を知ることができる、確立されたものでなければならない

- ◆ 特別目的の財務諸表、特定の項目にかかる財務情報 **未整備の分野**
 - 個々の情報利用者のニーズに応じたテーラーメイドの財務情報
 - 利用者のニーズに合致しているか否かがキーポイント
 - 一般目的の枠組みをベースに不要な情報を除外する方式も可
(特別目的の財務諸表として、完全な一組の財務諸表を設定する場合もあれば、部分的な財務情報を設定する場合もある)

多様化する財務報告に対する監査ニーズ

I. 財務報告の多様化に伴い監査ニーズが想定される分野

- 【例】**
- **義援金の収支計算書の監査**
 - 資金の提供者に対する説明義務(いわゆる一般目的ではない)
 - 義捐金を受領した法人の財務状況全体の監査ではない(完全な一組の財務諸表ではなく、義捐金の収支に関する財務情報(義援金収支計算書)のみが対象)
 - 日本の監査基準に基づく監査報告書を発行できるのか曖昧
 - **年金基金に対する監査**
 - 各種法令に基づき、決算書類を作成するが、財務諸表を作成するための資産・負債の認識・測定についての会計規定はなく、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を斟酌する規定もない(財務報告の枠組が確立されていない)
 - 特定の利用者(基金の加盟者)のニーズを満たすように財務報告の枠組みを当事者間で合意できれば、監査実施可能となる。
 - 年金経理に関するB/S、P/L及び関連注記のみを対象範囲として意見表明を行うことが可能かどうかは曖昧
 - **各種の補助金の収支計算書に対する監査**
 - **任意で作成する財務諸表等に対する監査**
 - 会社計算規則ベースのBS & PL & 注記+金商法の財規ベースのC/F計算書
 - 金商法の財規ベースのC/F計算書のみ
 - 売上の計算書のみ

多様化する財務報告に対する監査ニーズ 課題

- 確立された財務報告の枠組み(例えば、金商法又は会社法で定める財務報告の枠組み)に当てはまらない財務情報に対する任意監査が発達しにくい
 - 日本の監査基準では最初から除外事項付意見しか表明できない(ISAベースであれば、特別目的の財務諸表として、無限定意見となる可能性がある)

- 
- ✓ 契約締結の可否の判断に大きな影響
 - ISAに基づく監査契約 or
 - 確立された財務報告の枠組みにあわせて、本来、必要のない財務情報を作成することを要請したうえで、日本基準に基づく監査契約 or
 - 合意された手続による契約
 - ✓ 経済活動の阻害要因のおそれ(ニーズへの適宜・的確な対応を阻害)

- 財務報告の枠組みが確立されていない財務情報の監査(又は保証業務)への対応は、業務毎に各委員会で個別に実務指針等を作成して対応

- 
- ✓ 社会の監査ニーズに緊急対応できない(例: 義援金の収支計算書、年金基金の計算書類 etc.)
 - ✓ 一般目的の完全な一組の財務諸表以外の財務情報の監査に共通の注意事項が周知されない

監査対象の財務情報の多様性と 監査報告書における取扱の現状 (1/2)

Ⅱ. 現在、実施されている業務ではあるが、監査報告書の扱いが整理がされていない

【例】 ■ 学校法人の寄付行為等の認可申請に係る財産目録の監査

➤ 財産目録のみに対して意見を述べている。

「当監査法人は、財産目録が「学校法人の寄付行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年7月20日文部省告示第117号）に準拠して、財産の状態をすべての重要な点において正しく示しているものと認める。」

■ 公益社団・財団法人の財務諸表及び財産目録に対する意見

➤ 財産目録に対しては、財務諸表に対する監査意見とは別に意見を述べている。

「当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。」

■ 農業信用基金協会の監査

➤ 監査報告書で4つの意見を述べている

①貸借対照表及び損益計算書が法令・定款に従い、財産および損益の状況を正しく示しているか

②事業報告書が法令・定款に従い、法人状況を正しく示しているか

③財産目録が貸借対照表及び会計帳簿と合致しているか

④剰余金処分案が法令・定款に適合しているか

監査対象の財務情報の多様性と 監査報告書における取扱の現状 (2/2)

Ⅱ. 現在、実施されている業務ではあるが、監査報告書の扱いが整理がされていない

【例】 ■ 金銭の分配に係る計算書 / 剰余金処分案に対する意見

- 法令で、貸借対照表や損益計算書等とともに金銭の分配に係る計算書/ 剰余金処分案も監査対象に指定されているが、監査意見としては、財産および損益の状況に対する意見を述べることが求められているため、特段言及していない。

■ 投資事業有限責任組合に対する監査

- 有責組合会計規則の時価評価は、組合契約ごとに定められる。
「当監査法人は、上記の貸借対照表に計上されている投資が、組合契約で定められた評価基準に準拠して処理されており、また、上記の財務諸表等が、法律、会計規則及び組合契約に従い適正に作成されているものと認める。」

■ ガス・電気・電気通信事業者の部門別収支計算書等に対する公認会計士等の証明書

- 検証報告書という名称で、監査意見を述べている
「当監査法人は、部門別収支計算書が・・・に基づき、・・・の部門別収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」

監査対象の財務情報の多様性と 監査報告書における取扱の現状 課題

- これまでの歴史的経緯から、現在の実務指針では、統一的な整理がなされていない
- 各業法に基づき監査対象とされている文書には、適正表示の意見がそぐわないものがある
 - 剰余金処分案、金銭の分配に係る計算書、財産目録
 - ⇒ 本来、法令・定款・規約等に準拠して作成されているか否かがポイントでは？
- 完全な一組の一般目的の財務諸表以外の財務情報の監査(又は保証業務)への対応は、業務毎に各委員会で実務指針等を作成して対応



- ✓ 監査報告書での取扱や監査意見の文言にバラツキ
- ✓ 監査意見に対する利用者の誤解の懸念
 - 意見の意味が不明瞭
 - 特別目的の財務諸表の監査に共通の注意事項が周知されていない

現状の課題のまとめ

- 多様化する財務報告に対する監査ニーズに適切に対応する必要がある
 - 一般目的の完全な一組の財務諸表は、内容が複雑化(見積りの増大)・肥大化
 - 様々な局面で財務情報に対する個別のニーズが発生し、監査の要請がある

- 「適用される財務報告の枠組み」の概念による監査報告の整理が有用である
 - 国際監査基準では、既に整理されている
 - 日本においても、監査意見が正しく理解されるために、監査意見の文言の整理が必要

背景- 国際監査基準(ISA)の改正

■ 国際監査基準(ISA)における財務報告の枠組みの概念整理

| 整理前 | 現在 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般目的の完全な一組の財務諸表の監査 ➤ それ以外の特別な目的の監査 (Special Purpose Audit、特定ニーズの財務諸表の監査、特定項目の監査等)を区分 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">意見の様式は、適正意見のみ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般目的の枠組みと特別目的の枠組み ➤ 適正表示の枠組みと準拠性の枠組み <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;">完全な一組の財務諸表の監査と財務諸表を構成する項目の監査の区分</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">枠組みの分類+完全な一組の財務諸表の監査か否かに応じた意見の様式</p> |

日本では未整備

■ 各国でISAに基づく監査業務の分類が行われている

適用される財務報告の枠組みの分類①

財務諸表の作成目的の相違による分類

一般目的の財務報告の枠組み

広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表を「一般目的の財務諸表」という。

- デュー・プロセスが必要
 - ⇒ 改訂の機動性が低い
- 最大公約数の情報
 - ⇒ 情報量大(作成負担が大きい)
 - ⇒ 特定ニーズに合致しない可能性

例

- 金商法上の(連結)財務諸表((連結)法規+ASBJ基準)
- 会社法の計算書類(計算規則+ASBJ基準)

特別目的の財務報告の枠組み

特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みをいう。特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表を「特別目的の財務諸表」という。

- デュー・プロセスは必ずしも必要ではない
 - ⇒ 枠組み策定の機動性が高い
 - ⇒ 特定利用者のニーズに合わせて策定
 - ⇒ 枠組みが利用目的に照らして受入れ可能かどうかの判断が必要(契約締結時)
 - ⇒ 特定利用者のニーズのためのものであることの注意喚起が必要(監査報告書に記載)

例

- 監督官庁が監督目的のために法令で提出を求める財務情報
- 契約書等で定めた財務情報

適用される財務報告の枠組みの分類②

要求事項の相違による分類

適正表示の枠組み

定められた事項の遵守に加え、以下のいずれかの規定がある枠組み

- a. 適正表示を達成するため、枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合、追加の開示を行う旨の明示的又は黙示的規定がある
- b. 適正表示を達成するため、財務報告の枠組みからの離脱が必要な場合の離脱規定が明示的にある



監査意見

財務諸表が[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、xxxを適正に表示しているものと認める。

例

- 財規等、計算規則、ASBJ基準等の日本基準は「a」の追加情報の開示規定がある
- IFRSは、「a」と「b」の両方の規定がある

準拠性の枠組み

定められた事項の遵守が要求されている枠組み



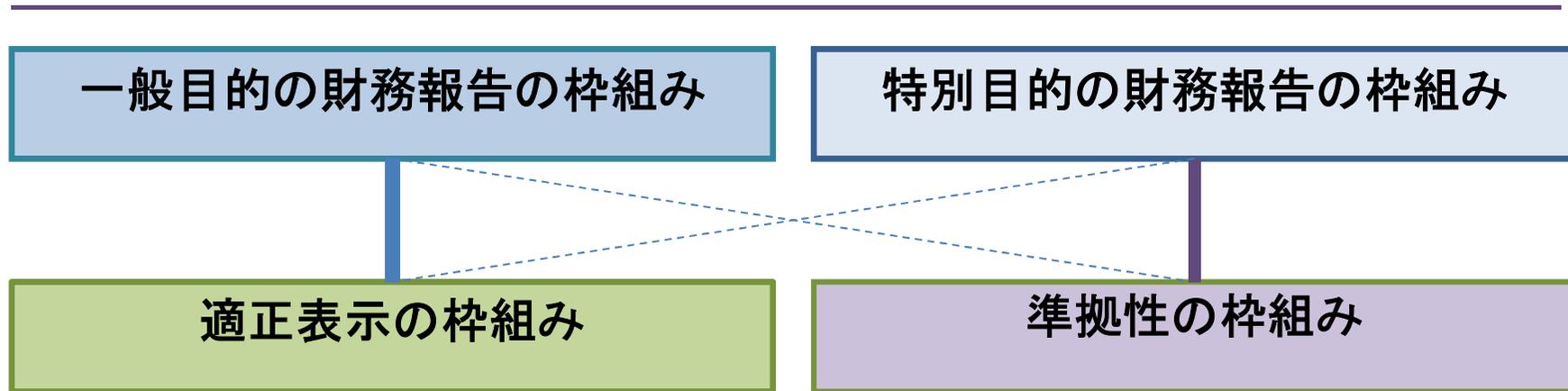
監査意見

財務諸表が[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されているものと認める。

例

- 法令・定款・規約等に準拠して作成されているか否かを問われる場合(利益処分案、財産目録等)

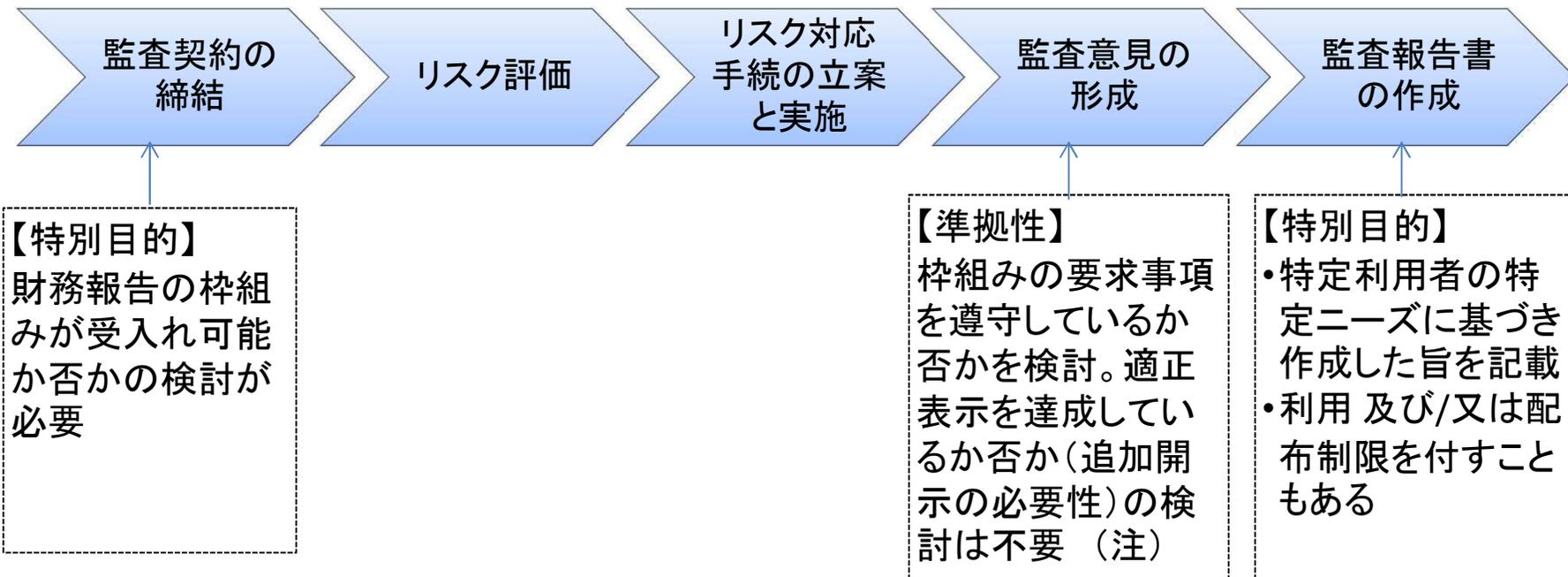
適用される財務報告の枠組み



- ◆ 一般目的と特別目的それぞれに、適正表示、準拠性の組み合わせが理論的にはありうる。
- ◆ 一般目的の枠組みの場合は適正表示と、特別目的の場合は準拠性の枠組みと親和性が高い。
- ◆ 完全な一組の財務諸表は適正表示と、財務諸表の一部を構成する財務情報は準拠性と親和性が高い。
- ◆ 財務報告の枠組みの種類に応じて監査意見の文言を定めるものである。

財務報告の枠組みの相違と 監査プロセスや保証水準

- ◆ リスク・アプローチに基づく監査手法に何ら変わるところはない
- ◆ いずれの枠組みによる財務情報の監査も、合理的保証を提供するものであり、保証水準に変わりはない



注) ただし、準拠性の枠組みの場合も、倫理規則の誠実性の原則(誤解を招く情報への関与の禁止)に基づき、極めて稀な状況とはされているが、財務報告の枠組みに準拠しているものの財務諸表の利用者の誤解を招くと監査人が判断する場合、経営者との協議等が要求されている(監基報700第17項)。

IAS 第1号の「一般目的財務諸表」

目的

- 1 本基準は、企業の過年度財務諸表と他企業の財務諸表の双方との比較可能性を確保するために、一般目的財務諸表の表示の基礎を定めている。本基準は、財務諸表の表示についての全般的な要求事項、財務諸表の構成についての指針及びその内容についての最小限の要求事項を示している。

定義

- 7 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。
 - 一般目的財務諸表(以下、「財務諸表」という。)とは、自己の特別な情報ニーズに合わせた財務諸表の作成を企業に要求する立場にない利用者のニーズを満たすことを意図した財務諸表をいう。

完全な1組の財務諸表

- 10 完全な1組の財務諸表は次の計算書で構成される。

略

適正な表示とIFRSへの準拠

- 15 財務諸表は、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを適正に表示しなければならない。適正な表示をするには、「フレームワーク」4に示されている資産、負債、収益及び費用の定義と認識規準に従って、取引及びその他の事象や状況を適正に表示することが要求される。必要な追加開示を伴ったIFRSの適用により、適正な表示を達成した財務諸表が得られると推定される。
- 19 IFRSの中のある要求事項に従うことが、「フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反するほどの誤解を招くと経営者が判断する極めて稀なケースにおいては、関連する規制上の枠組みがそのような離脱を要求しているか又はそのような離脱を禁じていない場合には、企業は第20項に示している方法により当該IFRSの要求事項から離脱しなければならない。

IFRSは、IFRS に準拠した完全な一組の財務諸表で適正表示を達成するという立場